



3がつ11にちをわすれないためにセンター参加宣誓書

趣旨

- ・3がつ11にちをわすれないためにセンターは以下の趣旨に沿って活動しています。

(以下、「わすれん！」といいます)

- 1) 市民自らが、東日本大震災の復旧・復興の過程を取材、発信、記録する。
- 2) 発信を通じ、さまざまな支援活動を促進する。
- 3) 収録された映像、写真、音声、テキストなどを「震災復興アーカイブ」として記録保存する。

私は上記の趣旨に沿い、わすれん！において以下の活動を行います。

(※該当する項目に☑してください。複数選択可。)

☐ 記録したい

☐ 映像

☐ 写真

☐ テキスト

☐ 音声

☐ 発信したい

☐ 映像

☐ 写真

☐ テキスト

☐ 音声

☐ 放送

☐ クリップ (Youtubeなど)

☐ インターネットラジオ

☐ その他 ()

☐ 手伝いたい

☐ 取材活動のサポート (情報収集、取材補助、ドライバーなど)

☐ スタジオ活動のサポート (USTREAMの技術的補助、映像編集・アーカイブ作業等のPC操作)

どのくらいの頻度で関わられますか? (例: 土日のみ)

使用可能なPCソフトを教えてください ()

登録の条件

- ・当センターの趣旨に沿った非営利の市民活動をおこなう個人、団体であること
- ・またはそれを促進・支援する活動であること
- ・所定のルールに則り、他の参加者とも協働し、活動すること
- ・活動によって得られた成果物 (映像、写真、テキスト、音声など) を提出すること
- ・著作権等の確認をおこない、せんだいメディアテークからの情報公開を承認すること
- ・当センターでの活動において以下の行為をおこなわないこと

1) 館内の安全をおびやかす行為

2) 誹謗・中傷など他人の名誉を毀損する行為

3) 公序良俗又は法令に違反する行為、またはその虞 (おそれ) があると当館が判断した行為

- ・取材時の事故やトラブル等について、当センターは責任を負いかねます。予めご了承ください。

*当センター利用については、「3がつ11にちをわすれないためにセンター利用の手引き」をご覧ください。

私は以上の登録条件を順守し、センターの活動に参加します。

年 月 日

お名前



3がつ11にちをわすれないためにセンター参加申込書

年 月 日

せんだいメディアテーク 館長 宛

3がつ11にちをわすれないためにセンターの活動に参加したいので、下記の通り申し込みます。

申込者氏名

住所 〒

tel

fax

mail

メディアテークメールニュース配信を希望（する・しない）

所属団体（あれば）

団体に関する資料があれば、添付をお願いします

当センターで予定している活動の内容をお書きください

※参加登録の承認には、2週間を要することがあります。あらかじめご了承ください。

以下のアンケートにご協力ください。わすれん！について知ったきっかけに○をつけてください。

1、チラシ

4、新聞、TV

2、ウェブサイト

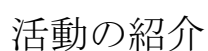
5、知り合いや家族から聞いた

3、メールニュース

6、その他（ ）

わすれん 記入欄

受付	年 月 日	カウンター受付者		
判断者印			連絡者	入力者
			参加者ID	



wasuren form 3.9.1

3がつ11にちをわすれないためにセンター 活動における成果資料の取扱いに関する承諾書



せんだいメディアテーク指定管理者

公益財団法人仙台市市民文化事業団 理事長 大腰 裕光 様

- （利用許諾） 私（当団体）は、せんだいメディアテーク（以下、「smt」といいます。）の3がつ11にちをわすれないためにセンター（以下、「わすれん！」といいます。）を利用するにあたり、当該活動において制作した成果としての著作物（以下、「成果物」といいます。）を、smt指定管理者（以下、「指定管理者」といいます。）が以下の通り取り扱うことを承諾します。
 - ① 東日本大震災関連の記録として電子媒体に複製し、smtにおいて保存すること
 - ② 成果物が公表されていない場合、これを公表すること
 - ③ 成果物をsmt内で上演、上映若しくは展示すること
 - ④ 成果物の全部又はその一部をsmtが運営し又はアカウントを持つウェブサイト上で公衆送信すること
 - ⑤ 成果物を電子媒体に複製した物を公衆に貸与し、smt内で視聴させること
 - ⑥ smtの教育及び文化振興活動又はこれらの 活動の広報のために、成果物を利用（トリミング等の必要な改変を含む）した印刷物を作成し、公衆に頒布すること
 - ⑦ 上記②～⑥のうち承諾した取扱いを、指定管理者の指定する者に行わせること
 - ⑧ 指定管理者の指定する者に、放送メディアによる公衆送信を行わせること
 - ⑨ 仙台市及び東日本大震災に関連した自治体や組織に対し、本著作物にかかる著作権の全部（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む、以下同じ。）を移転すること。ただし、仙台市及び著作権を管理する者は、原著者に対して、本著作物の全ての形態における利用を許諾する。
- （必要な協力） 私（当団体）は、指定管理者に対し、成果物を固定した媒体を貸与する等、1. で承諾した指定管理者による成果物の取扱いに必要な協力をします。
- （活動中の変更） 活動の登録内容において、成果物や組織構成の変更が発生した際は、所定の手続きにて、すみやかにsmtへ報告します。
- （二次的著作物制作における原著物の権利処理保証） 成果物が第三者の著作物を利用している場合、あらかじめ当該著作物の権利者に対し、1. で承諾した指定管理者による成果物の取扱いを説明し、当該取扱いにつき許諾を受けていることを保証します。
- （誠実協議義務） 本書に定めのない事項につき疑義を生じたときは、私（当団体）と指定管理者は誠意を持って協議の上、円満に解決するものとします。
- （地位の移転） 私（当団体）は、将来において指定管理者が交代した場合には、新たな指定管理者が現在の指定管理者の有する1. ～5. に定める地位を引き継ぐことを承諾します。

以上の項目に同意した上で、わすれん！利用を申請します。

平成 年 月 日

（氏名／団体名及び代表者氏名）